

## 北朝鮮による地下核実験実施発表に関する情報について

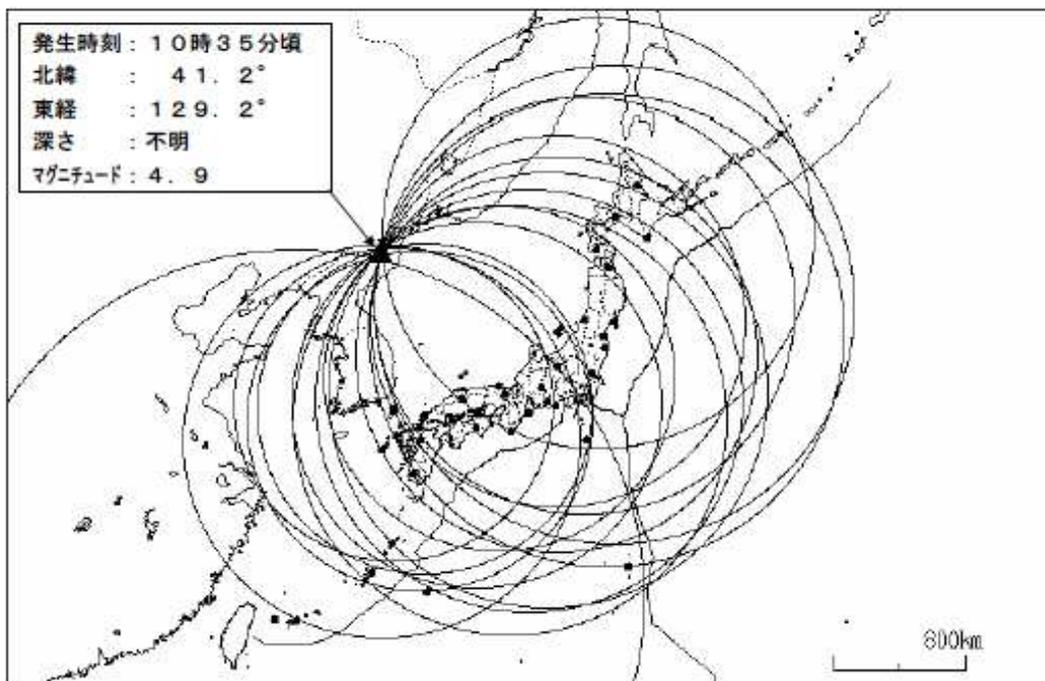
平成18年10月10日  
防災危機管理課  
水・大気環境課

### 1 概要

北朝鮮は、10月9日正午頃、核実験を実施した旨の発表を行い、また、我が国においても、午前10時35分頃、気象庁が通常の波形とは異なる地震波を探知した。

気象庁で分析した、観測結果は下図のとおり。

10時35分頃の波形により推定される震源の位置



内閣官房長官声明（10月9日18:30）によれば、放射能の影響については、今回の実験が事実としても過去の経験に照らせば、地下核実験によって大気中に放出される放射能は極微量であると推定され、人体や環境への放射能の影響は問題のない範囲と考えられることから、冷静な対応が必要であるとのことである。

### 2 国の対応状況

【10月9日（月）】

- 11:35 「参考情報」として、都道府県に対し FAX 発出（総務省消防庁）
- 12:14 官邸対策室設置を都道府県に対し FAX 発出（総務省消防庁）
- 13:00 内閣官房長官記者会見
- 14:04 水産庁漁業安全情報「漁船に対する注意喚起」を都道府県に対し発出（水産庁）
- 18:00 安部総理記者会見（韓国にて）
- 18:30 内閣官房長官声明
- 18:37 内閣官房長官声明を都道府県に対し FAX 発出（総務省消防庁）
- 19:00 放射能対策連絡会議代表幹事会の開催
- 20:45 「当面の対応措置について」を都道府県に対し FAX 発出（総務省消防庁）

### 3 県の対応状況

鳥取県では、鳥取県危機管理対応指針及び鳥取県核兵器事案対処要領（案）に基づき情報収集等を実施。

#### 【10月9日（月）】

- 11:55 防災当直が山陰中央テレビニュースにて、地下核実験実施発表を覚知
- 〃 当直体制を、通常体制（2名）から強化体制（8名）に移行
- 11:58 総務省消防庁「参考情報」を受信、市町村及び関係注意機関に FAX 発出
- 12:20 「官邸対策室設置」を受信、市町村及び関係注意機関に FAX 発出するとともにホームページに掲載
- 12:25 北朝鮮水域にいる漁船3隻に対して県漁業無線局より情報提供と注意喚起
- 12:52 陸自8普連隊に対応状況について連絡
- 17:30 当直体制を、強化体制8名から強化体制6名に移行
- 18:42 18:30の内閣官房長官声明（18:37付）を市町村及び関係注意機関に FAX 発出するとともにホームページに掲載
- 19:00 当直体制を、強化体制6名から強化体制4名に移行
- 18:42 18:30の内閣官房長官声明（18:37付）を市町村及び関係注意機関に FAX 発出するとともにホームページに掲載
- 20:54 「当面の対応措置等について（総務省消防庁20:45付）」を受け、市町村及び関係注意機関に FAX 発出するとともにホームページに掲載

#### 【10月10日（火）】

- 09:15 鳥取県緊急対応チーム会議の開催

### 4 今後の対応について

#### 【国の対応】（平成18年10月9日放射能対策連絡会議代表幹事会申し合わせ）

##### 1 モニタリングの強化

###### （1）高空の大気浮遊じんの採取・測定【防衛庁】

航空自衛隊機により、すみやかに日本上空（3空域）で大気浮遊じんの採取を行い、(財)日本分析センター（千葉市）において、各種分析を実施

###### （2）空間放射線量率の測定【文部科学省・環境省】

全国12カ所の環境省施設、47都道府県及び(財)日本分析センターにおいて空間線量率を連続的に測定

###### （3）地上大気浮遊じんの採取・測定【文部科学省】

全国37カ所及び(財)日本分析センターにおいて、地上大気浮遊じんの採取を行い、核種分析を実施

###### （4）降下物（降水を含む）の採取・測定【文部科学省】

47都道府県及び(財)日本分析センターにおいて、降下物（降水を含む）の採取を行い、核種分析を実施

※ 鳥取県観測地点：鳥取県衛生環境研究所（湯梨浜町南谷）（2）～（4）を実施

##### 2 広報体制の強化

###### （1）モニタリング結果の公表【文部科学省・内閣官房】

上記1.（1）～（4）の測定結果全体について文部科学省がとりまとめ、内閣官房が公表

###### （2）住民等からの問合せに対する対応【消防庁・警察庁】

住民等からの問合せに対し、適切に対応

#### 【県の対応】

- 1 10月10日（火）9時15分から鳥取県危機管理対応指針に基づく鳥取県緊急対応チーム会議を開催し、情報共有を図るとともに各部局の対応状況を確認（防災危機管理課）
- 2 情報収集及び情報提供の実施（防災危機管理課）
  - ・市町村及び関係注意機関への情報提供及び情報共有
  - ・ホームページを通じた県民等への情報提供
- 3 モニタリングの強化
  - ・木地山観測局等での測定及び監視強化（防災危機管理課）
  - ・国におけるモニタリング強化への協力（水・大気環境課及び衛生環境研究所）【再掲】